指定基準・報酬の算定基準の見方・読み方

～適切で質の高いサービス提供に向けて～

令和７年３月１８日（火）～１９日（水）
令和６年度集団指導
旭川市福祉保険部指導監査課

基準等の体系について

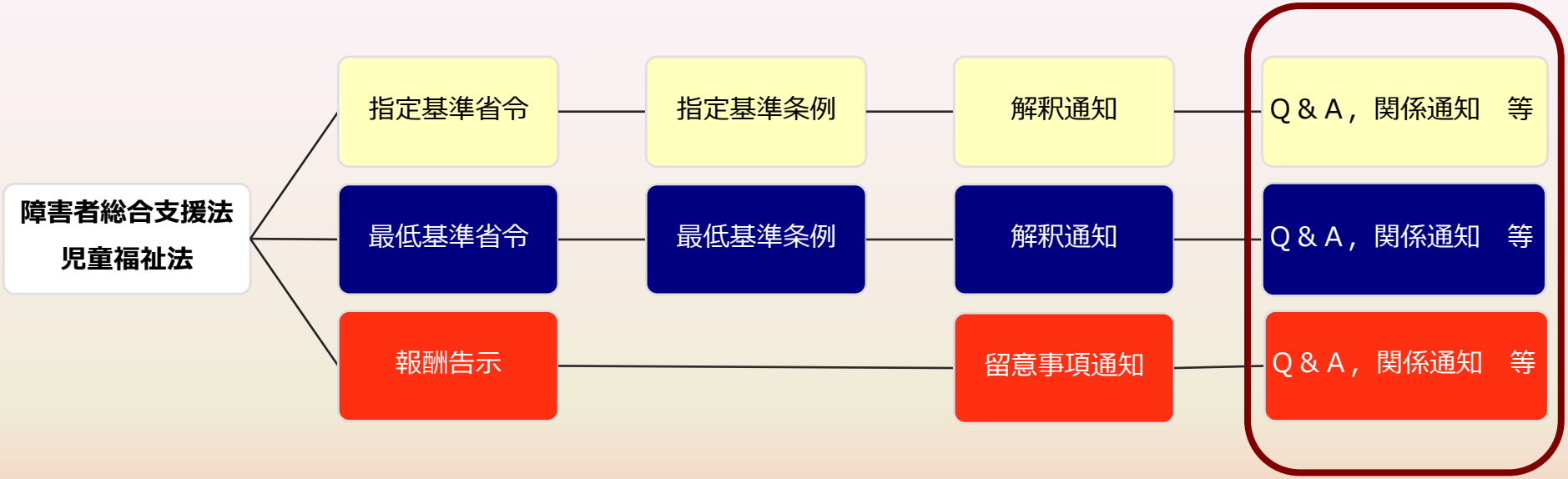

通知やＱ＆Ａは横断的に発出されている場合もあり。

そもそも基準とは･･･

基準は，指定障害福祉サービス事業者が法に規定する便宜を適切に実施するため，必要な最低限度の基準を定めたもの（解釈通知より抜粋）

＝事業者が「最低限」守らなければならないものであり，事業者は常に運営の向上に努めなければならないとされています。

また，障害福祉サービス等は法令に基づいたサービスで，基準を満たして指定されている事業所だから給付費が支給される仕組みです。

それぞれの事業所の特色はありつつも，法令遵守をしていただき，一定の決まりのなかで事業を運営していただく必要があります。

こういうときは基準を確認！

- 職員が退職するけど人員配置は大丈夫かな？？
- 職員を兼務させたいけど問題ないかな？
- 新たに事業所でこういうことをしてみたい！けど基準や法令上問題は？？
- 事業所で支援以外にやらなくちゃならないことって何がある？？
- 個別支援計画ってどういう手順で作成しなくちゃならないのか？
- 事業所の移転をしたいけど設備基準に問題はないかしら？

基準省令（条例）の注意ポイント

基準省令	（管理者及びサービス提供責任者の責務） 第30条 指定居宅介護事業所の管理者は，当該指定居宅介護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。 ２　指定居宅介護事業所の管理者は，当該指定居宅介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。 ３　サービス提供責任者は，第27条に規定する業務のほか，指定居宅介護事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整，従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。 ４　サービス提供責任者は，業務を行うに当たっては，利用者の自己決定の尊重を原則とした上で，利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には，適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。
解釈通知	（19） 管理者及びサービス提供責任者の責務（基準第 30 条）指定居宅介護事業所の管理者とサービス提供責任者の役割分担について規定したものである。管理者の責務を、法の基本理念を踏まえた利用者本位のサービス提供を行うため、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、当該指定居宅介護事業所の従業者に基準第二章第四節（運営に関する基準）の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うこととし、また、サービス提供責任者の責務を、指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行うこととしたものである。 その中で、サービス提供責任者は、利用者に対してのみならず、従業者に対しても、利用者への意思決定支援の実施の観点から必要な助言指導を行うことが求められる。なお、意思決定支援ガイドラインにおける意思決定支援責任者の役割については、サービス提供責任者の役割と重複するものであるが、サービス提供責任者とは別に意思決定支援責任者となる者を配置した上で、当該者と業務を分担する等の柔軟な運用を否定するものではないことに留意すること。

例えば，こういうのも。

基準省令	（従業者の員数） 第80条　指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は，次のとおりとする。 (１)　児童指導員又は保育士　指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が，ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ，それぞれア又はイに定める数以上 ア　障害児の数が10までのもの　２以上 イ　障害児の数が10を超えるもの　２に，障害児の数が10を超えて５又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上 (２)　児童発達支援管理責任者　１以上 ～（略）～ ６　第１項第１号の児童指導員又は保育士のうち，１人以上は，常勤でなければならない。 ７　第３項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第１項第１号の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は，児童指導員又は保育士でなければならない。 ８　第１項第２号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち，１人以上は，専任かつ常勤でなければならない。
解釈通知	１ 人員に関する基準 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。) の場合と同趣旨であるため、第三の １ の(1)及び(3)を参照されたい。

基準省令（条例）の注意ポイント

- 常勤換算方法で３以上

～常勤換算方法（非常勤を常勤の勤務時間に換算して）で３以上

- １以上

～常勤か非常勤は問わないが，１以上

- 利用者の数を６で除した数以上

～利用者数÷６で得られた分

- 提供を行う時間帯を通じて１以上

～提供している時間帯に常に１以上いることが必要

ただし，そのあとの項で「○○のうち１人以上は，専任かつ常勤でなければならない。」などと定められている場合もあるので，よく確認が必要。

こういうときは報酬告示を確認！

- ○○加算って，どういうときに算定できるんだろうか。
- 職員が退職するから給付費の算定要件を満たさなくなるかも･･･
- 強度行動障害のある方から新たに利用したいと相談があったけど加算はあるだろうか。
- ○○加算の算定にどういう記録が必要だろうか？
- 利用者がいつもよりも早く帰ってしまったけど，通常どおりの報酬算定をして問題ないかしら？
- 施設とは違う場所でサービス提供をしたけど，いつもどおりの報酬算定をして大丈夫かな。

報酬告示の注意ポイント

- 報酬告示→留意事項通知→関係通知→Q & A を確認すること。
- 加算によって，事前に届出をしないと算定できない加算もあるので注意。

（○○体制加算とか△△配置加算は要注意。報酬告示の文中に「別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定×××において～とか書いてあるものは基本的には体制届出が必要なので体制状況一覧を確認してください！）

基準とか報酬告示はどこで調べることができるの？

厚生労働省ＨＰ
ホーム ＞ 政策について ＞ 分野別の政策一覧 ＞ 福祉・介護 ＞ 障害者福祉 ＞ 令和６年度障害福祉サービス等報酬改定について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00009.html

旭川市ＨＰ
ホーム> 障害福祉サービス等事業者向けトップページ>2__障害福祉サービス事業等に係る関係法令、旭川市条例規則等>(1)関係法令、条例等一覧

https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/548/syougaihukusi/sidou1/p006046.html

基準とか報酬告示はどこで調べることができるの？

書籍も市販されているので活用してみてはいかがでしょう

↓↓↓

運営指導→２～３年に１度のサイクルで
（行きたい）

◎毎年行けるわけではないので，少なくとも１年に１度は自己点検表（障害福祉サービス等事業者向けトップページから，3＿運営指導等関係書類＞障害福祉サービス事業等に係る自己点検表）で確認をするようにしてください。

最後に・・・

- 問い合わせをする前に，まずは自分たちでも通知等を必ず確認して下さい！

- 故意でなくても不正とみなされる場合がありますので，基準や加算の算定要件は請求前によ～く確認して下さい！

※省令等名称（障害者総合支援法関係）

基準省令

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準（指定基準）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（最低基準）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員，設備及び運営に関する基準（指定基準）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（最低基準）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（指定基準）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（指定基準）

基準条例

- 旭川市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営の基準等に関する条例（指定基準条例）
- 旭川市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（最低基準条例）
- 旭川市指定障害者支援施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例（指定基準条例）
- 旭川市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（最低基準条例）

※省令等名称（障害者総合支援法関係）

報酬告示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害者福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準

※省令等名称（児童福祉法関係）

基準省令

- 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準（指定基準）
- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（児童発達支援センターのみ）
- 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（指定基準）

基準条例

- 旭川市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営の基準等に関する条例（指定基準条例）

報酬告示

- 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準
- 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準